

宮城県美術館施設整備事業におけるリニューアル基本方針策定に係る調査業務委託に係る  
企画提案募集要領

1 業務名

宮城県美術館施設整備事業におけるリニューアル基本方針策定に係る調査業務

2 業務目的

宮城県美術館は、昭和56年の開館以来35年を経過し、施設設備の老朽化への対応とともに、建設当時とは異なる社会的要請等への対応も求められており、美術館の今後の在り方を踏まえた抜本的な対策が必要である。

このため、宮城県美術館の今後の在り方(コンセプト・求められる機能など)について、平成28年度に「宮城県美術館リニューアル基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定した。

本事業は、基本構想の理念を具体化すべく、施設整備に係る「宮城県美術館リニューアル基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定することを目的とする。

なお、業務に当たっては、以下の3点を主な目的とする。

- ① 基本方針を策定するにあたり、既存施設の現地調査を実施し、劣化度を評価した上で、更新・改修の必要性を判断すること。
- ② ①の結果を踏まえ、各施設の必要規模や機能を考慮した建物の配置についての検討、事業工程、概算事業費及びリニューアル後の維持管理費等について、土木及び建築に関する技術的かつ専門的な見地からの提案をすること。
- ③ 県教育委員会及び有識者等で構成する「リニューアル基本方針策定委員会」で討議される内容をもとに、基本方針を策定するにあたり、必要な支援を行い、基本方針の原案を作成すること。

3 業務内容

別紙「宮城県美術館施設整備事業におけるリニューアル基本方針策定に係る調査業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

4 委託期間

契約締結日から平成30年3月23日まで(ただし、仕様書に掲げる成果品については、提出期限を別途設定している。)

5 予定価格

金19,868,760円(取引にかかる消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 応募資格等

(1) 以下のすべてに該当する者のみ、企画提案に応募することができる。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
  - ② 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
  - ③ 国, 地方公共団体, 独立行政法人が設置した美術館・博物館等に関して, 過去10年以内に新築, 改築, 増築, 改修に係る設計又は基本計画等の策定の実績があること。
- (2) 上記(1)を満たす1事業者を代表とする複数事業者の共同提案による参加も可能とするが, その場合は全事業者が上記(1)の①及び②を満たさなければならない。また, 発注者は代表者とのみ委託契約を行うため, その他の参加者については, 代表者との委託契約(発注者との関係においては再委託に該当)により業務を行うこと。その場合においては, 本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は, 代表者の責任において行うものとする。

## 7 企画提案書の記載内容

応募する企画提案は, 次に掲げる要件をすべて満たすこと。

### (1) 業務の実施方針

業務全体の実施方針を記載すること。

### (2) 現地調査の実施手法

仕様書を踏まえた上で, 調査の進め方について, また, 企画提案者の独自の工夫について具体的に記載すること。

### (3) 美術館リニューアルに関する手法

基本構想を踏まえた上で, 以下の項目に係る提案内容を記載すること。

#### ① 宮城県美術館の特色を活かし, 魅力あるものにするための手法の提案

宮城県美術館の置かれている現状を分析し, 美術館を魅力あるものにするための取組についてのコンセプトと具体的手法について提案すること。

#### ② 県民及び利用者から効果的に意見聴取する手法の提案

※宮城県美術館リニューアル基本構想

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syougaku/bijyuturenwai.html>

### (4) 事業手法

リニューアルに係る事業費及び運営費について, コスト削減を踏まえた効果的な事業方法について提案すること。(県が直接運営する方式以外の方策を含む。)

上記(2)~(4)については, 提案の趣旨や, 具体的手法のほか, 企画提案者の業務の実施に当たっての技術・ノウハウ・資源等でアピールできる点を記載すること。

## 8 提出

### (1) 提出書類

- ① 宮城県美術館施設整備事業におけるリニューアル基本方針策定に係る調査業務委託に係る企画提案参加申込書(様式第1号)1部

② 企画提案応募条件に係る宣誓書(様式第2号)1部

③ 企画提案書(任意様式)7部

④ 企画提案書概要(任意様式)7部

⑤ 業務の実施体制(任意様式)7部

スタッフの人数, 役割及びスキル(業務経験年数や類似事業での実績等)を記載すること。

⑥ 業務工程表(任意様式)7部

⑦ 業務の受託実績(任意様式)7部

上記6の(1)の③の実績内容について, 記載すること。

また, 実績を証する書類の写しを添付すること。

⑧ 経費見積書(任意様式)7部

業務内容に基づき業務に必要な経費を積算すること。

⑨ 直近3年分の財務諸表(貸借対照表, 損益計算書の写し)1部

(2) 提出期限

平成29年7月11日(火)午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は, 平成29年7月11日(火)までの消印のあるもので, 平成29年7月18日(火)までに下記の提出先に届いたものに限り受け付ける。また, 「簡易書留郵便」等の確実な方法により郵送すること。

(4) 提出先

〒980-8423

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県教育庁生涯学習課社会教育支援班

(宮城県庁行政庁舎15階北側)

(5) 受理の通知

提出書類が期日までに郵送で到着し受け付けられたときは, 提出者に対して書類が到着したことを電子メールにより通知する。

(6) 企画提案に際しての留意事項

① 提出された書類は, 原則として, 提出後の差替, 変更及び取消しを認めない。

② 次のいずれかに該当する場合は, 応募者を無効とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合, 又は文意が不明である場合

ロ 本募集要領に従っていない場合

ハ 同一の応募者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合

ニ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

ホ 下記10に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

ヘ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗), 第93条(心裡留保), 第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案である場合

(7) その他

- ① 企画提案書等の提出を取り下げる場合は, 速やかに「取下願」(様式第3号)を提出すること。
- ② 取下願の提出があった場合も, 既に提出された企画提案書等は返却しない。
- ③ 企画提案書等の再提出は認めない。
- ④ 審査は提出された企画提案書等により行うが, 提案受付後, 提案内容について説明を求めることがある。

9 企画提案書等作成等に関する質問の受付

(1) 受付期間

平成29年6月9日(金)から平成29年7月4日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

- ① 指定様式(様式第4号)を用いて, 電子メールにより提出すること。
- ② 電子メールアドレスは, 下記のとおりとする。

[syogaks@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syogaks@pref.miyagi.lg.jp)

(宮城県教育庁生涯学習課社会教育支援班)

- ③ 電話や口頭, 受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は, 当課ホームページに掲載する。ただし, 質問又は回答の内容が, 質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては, 質問者に対してのみ回答する。

また, 質問の内容によっては回答しないこともある。

10 業務委託候補者の選考

開催する選定委員会において, 提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの総合評価により審査し, 最も優れていると判断された企画提案者を業務委託候補者として選定する。ただし, 各選定委員の評価点の平均が満点の6割に満たない企画提案者は業務委託候補者として選定しない。

なお, 企画提案者が1者の場合も同様に選定するが, 企画提案者が6者を超えた場合は, プレゼンテーション審査に先立ち一次審査(書類審査)を実施し, 上位6者を選定する。

(1) 審査方法等

- ① 書面審査(第1次審査) ※企画提案者が6者を超えた場合のみ実施

イ 実施日 平成29年7月19日(水)(予定)

ロ 審査方法

事前に提出された企画提案書等に基づき、書面により審査を行い、得点の高い上位6者を選定する。

ハ 審査結果通知日 平成29年7月20日(木)(予定)

ニ 審査結果の通知方法

全ての企画提案者に電子メールにより審査結果を通知する。

② 選定委員会(第2次審査)

イ 選定委員会開催日 平成29年7月19日(水)又は平成29年7月26日(水)(予定)

ロ 開催場所 ※別途通知にて案内する。

ハ 選定方法

事前に提出された企画提案書等に基づき、企画提案者によるプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は、質疑を含め、概ね30分程度を予定している。

ニ 留意事項

(イ) 選定委員会への参加人数は、1者当たり3人までとする。

事前に提出された企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

(ロ) プロジェクターの使用を希望する場合は、参加申込書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

ホ 選定結果通知日 平成29年7月21日(金)又は平成29年7月28日(金)(予定)

ヘ 選定結果の通知方法:選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

(2) 評価基準・配点等

次の審査項目及び配点(合計120点)により行うものとする。

① 実施方針の妥当性(配点20点)

業務の方針が明らかになっており、実現可能なスケジュールとなっているか。

事業内容に見合った適正な経費となっているか。

② 業務に関する理解度(配点20点)

美術館をとりまく現況に対する理解度はあるか。

基本構想及び仕様書に沿った内容となっているか。

③ 現地調査の実施手法(配点20点)

提案内容が効率的かつ実効性のある内容となっているか。

事業者の独自のノウハウが反映されているか。

④ 宮城県美術館の特色を活かし、魅力あるものにするための手法(配点20点)

宮城県美術館の特色を正確に捉えているか。

上記の特色を踏まえた、県内外へのアピール性の高い内容となっているか。

- ⑤ 県民及び利用者から効果的に意見聴取する手法(配点10点)  
情報収集の手法及び整理・分析手法が、合理的かつ客観性が確保されるものになっているか。
- ⑥ 事業手法(配点10点)  
実現性のある手法になっているか。
- ⑦ 業務実施体制(配点10点)  
企画提案どおり業務を遂行するための体制が整っているか。
- ⑧ 業務実績(配点10点)  
過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。

#### 11 委託契約について

- (1) 原則として、選定委員会で選定された業務委託候補者に当該業務を委託することとする。  
宮城県は、選定した業務委託候補者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結するものとする。  
また、業務委託候補者が委託契約を辞退した場合にあっては、次点候補者を業務委託候補者とする。
- (2) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議の上、決定する。また、県との間で本業務の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

#### 12 スケジュール(予定を含む。)

- (1) 企画提案募集開始 平成29年6月9日(金)
- (2) 現地説明 平成29年6月19日(月)
- (3) 企画提案書等作成等に関する質問受付期限 平成29年7月4日(火)午後5時
- (4) 企画提案書等の提出期限 平成29年7月11日(火)午後5時
- (5) 書面審査 平成29年7月19日(水)予定(6者を超える場合に限り。)
- (6) 書面審査の通知 平成29年7月20日(木)予定(6者を超える場合に限り。)
- (7) 企画提案者によるプレゼンテーションの実施  
応募者が6者を超えた場合:平成29年7月26日(水)予定  
上記以外の場合:平成29年7月19日(水)予定
- (8) 選考結果の通知  
応募者が6者を超えた場合:平成29年7月28日(金)予定  
上記以外の場合:平成29年7月21日(金)予定
- (9) 契約締結及び業務開始 平成29年7月下旬予定

### 13 宮城県美術館現地説明

平成29年6月19日(月)午後1時30分から、宮城県美術館の現地説明を開催する。  
参加を希望する者は、平成29年6月16日(金)正午までに、企業名、代表者名、担当者名電話番号、FAX番号、現地説明に参加を希望する旨及び参加予定人数を記載し、下記メールアドレスに連絡すること。

[syogaks@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syogaks@pref.miyagi.lg.jp)

(宮城県教育庁生涯学習課社会教育支援班)

### 14 その他必要な事項

#### (1) 契約に関する条件等

##### ① 成果品の利用(二次利用等)

本業務によるすべての成果品(本業務遂行の過程で県に提出する各種書面等を含む。)の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て宮城県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

なお、県が関係機関へ成果品を提供する場合などの、二次的な利用も可能なように対応すること。

##### ② 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

##### ③ 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)を遵守しなければならない。

#### (2) その他

① 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

② 企画提案者が無かった場合、企画提案者全員が失格した場合又はすべての企画提案が事業目的を達することができないと判断した場合には、本公募を取りやめ、再度公募を実施する場合がある。

なお、再度公募を実施する場合に当たっては、必要に応じ、公募内容を変更する場合がある。